

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書

平成 28 年 9 月 12 日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	松 本 純 殿
消費者庁長官	岡 村 和 美 殿
消費者委員会委員長	河 上 正 二 殿

消費者庁が、平成 28 年 6 月 30 日公表した「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」について、下記の適格消費者団体として以下の点について意見を述べるものである。

記

- ・ 特定非営利活動法人消費者機構日本
- ・ 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
- ・ 公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・ 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人消費者ネット広島
- ・ 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
- ・ 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
- ・ 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
- ・ 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
- ・ 特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
- ・ NPO 法人消費者支援ネットくまもと
- ・ 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
- ・ 特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

（本書に関する問い合わせ先）

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（K C' s）

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1 番 1 号 天満橋千代田ビル

1. 情報面の支援

- (1) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体がPIO-NET 情報を活用し、消費者被害の実態を把握することを容易にすべく、電磁的方法による情報提供申請を可能とすべきである。
- (2) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、リアルタイムで消費生活相談に関する情報を入手して速やかな被害回復を行うことを可能にすべく、各団体に PIO-NET にアクセスできる端末を配備することを含め、情報面の支援策を検討すべきである。ただし、端末配備をする場合は、各団体に費用負担を要求すべきではない。
- (3) 消費生活相談件数が急増傾向にある事業者、商品・役務等に関する情報を、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に提供し、差止請求及び被害回復関係業務に活用できるようにすべきである。

2. 財政面の支援

- (1) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の業務内容には公的側面がある点に鑑み、同団体に対し、差止関係業務及び被害回復関係業務に使用できる資金援助を実施すべきである。
- (2) 少なくとも、地方消費者行政推進交付金の活用事例に、差止関係業務及び被害回復関係業務を挙げ、それを周知公表することにより、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が本制度を利用する際に同交付金が使用できる環境を整備すべきである。
- (3) クラウドファンディング等、不特定多数の者からの寄附増進のために、寄附者の氏名、住所及び職業を記録することを義務付ける消費者契約法施行規則 21 条 8 号の規定を改正し、少なくとも、受領する寄附金額が一定額以下の場合には、これらの情報の記録を不要とすべきである。
- (4) 消費者庁において、差止関係業務及び被害回復関係業務に活用できる基金を創設すべきである。また、適格消費者団体及び特定適格

消費者団体を支援する民間基金が設立された際には、同庁が設立する基金もその民間基金に資金を拠出すべきである。

3. 仮差押えの立担保機関の設置と求償の制限

- (1) 被害回復関係業務において、特定適格消費者団体による仮差押えの利用可能性を確保すべく、独立行政法人国民生活センターを立担保機関として、立担保を実施するための環境を整備すべきである。
- (2) 共通義務確認訴訟において特定適格消費者団体の敗訴判決が確定した場合ないし過剰差押えと評価されるような事態となった場合であっても、立担保機関は、同団体の故意又は重過失により事業者 に損害が生じた場合を除き、求償を免除すべきである。
- (3) 悪質事業者対策として、仮差押えの対象物の特定を容易にするために、捜査機関から情報提供を受けられるようにすることも検討されたい。

4. その他

- (1) 活動実績に関する書類を簡素化し、事務負担を軽減すべく、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを改訂して、活動実績に関する書類としては概要を示す書類で足りることとすべきである。
- (2) 議事録の公開のための作業を簡素化し、適格消費者団体の事務負担を軽減すべく、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを改定し、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」（消費者契約法 14 条 2 項 4 号、同法 17 条 6 項）の例示から議事録を削除し、公衆の縦覧に供する書類から除外すべきである。
- (3) 役員等の住所等の変更の届出を簡素化し、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の事務負担を軽減すべく、内閣府令を改正して、各団体の役員、職員及び専門委員の住所、略歴及び電話番号その他

の連絡先については変更の届出を不要とすべきである。

- (4) 適格消費者団体の認定更新手続きが、これまで適切に行われてきた実績に鑑み、更新手続きについての適格消費者団体の事務負担を軽減すべく、適格消費者団体の認定の有効期間を原則として5年間に伸長すべきである。

また、特定適格消費者団体の認定有効期間についても、母体となる適格消費者団体の更新手続きが適正に行われてきた実績に鑑み、認定の有効期間を原則として5年間に伸長すべきである。

以上